

登別市小児慢性特定疾病児童等日常生活用具給付事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第19条の3第3項に規定する医療費支給認定に係る在宅の小児慢性特定疾病児童等（以下「小児慢性特定疾病児童等」という。）に対し、特殊寝台等の日常生活用具（以下「用具」という。）を給付することにより日常生活の便宜を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 保護者 小児慢性特定疾病児童等（法第19条の3に規定する小児慢性特定疾病児童等をいう。以下同じ。）の保護者をいう。
- (2) 世帯 給付の対象となる者（以下「給付対象者」という。）と生計を一にする消費経済上の一単位をいう。ただし、給付対象者の保護者が一時的に別居している場合であっても、市長が生計を一にするものと認めるときは、この限りでない。
- (3) 扶養義務者 給付対象者に係る民法（明治29年法律第89号）第877条に規定する扶養義務者をいう。ただし、兄弟姉妹のうち就学児童、乳幼児等18歳未満の兄弟姉妹であって、かつ、未就業の者及び給付の対象となる児童と世帯を一にしない扶養義務者であって、かつ、現に児童に対して扶養を履行していない者を除く。

(用具の種目)

第3条 給付の対象となる用具の種目は、別表1対象者の欄に掲げる用具（健康保険法（大正11年法律第70号）及び同法第70条第2項に定める医療保険各法による給付の対象となる用具を除く。以下「用具」という。）とする。この場合において、用具の使用に付属品が必要なときは、当該付属品を用具とともに給付することができる。

(給付の対象者)

第4条 給付対象者は、市内に住所を有する小児慢性特定疾病児童等であって、別表1対象者の欄に掲げる者（法による施策（小児慢性特定疾病に係る施策を除く。）及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）による施策の対象となるものを除く。）とする。

(給付の申請)

第5条 用具の給付を希望する給付対象者の保護者（以下「申請者」という。）は、日常生活用具給付申請書（別記様式第1号。以下「申請書」という。）に次に掲げる書類を添えて市長に申請するものとする。

- (1) 小児慢性特定疾病医療受給者証の写し
- (2) 扶養義務者に係る前年分所得税並びに当該年度分市町村民税の課税額を証明する書類（生活保護法（昭和25年法律第144号）による扶助又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）による支援給付（以下「支援給付」という。）を受けている場合は、その旨についての福祉事務所長の証明書）

2 市長は、申請書を受理したときは、用具の給付の要否を決定するため、速やかに給付対象者の身体の状況、介護の状況、家庭の経済状況及び住宅環境等を実地調査し、調査書（別記様式第2号）を作成するものとする。

（給付の決定）

第6条 市長は、調査書の内容を審査し、用具の給付の要否を決定するものとする。

2 市長は、用具を給付することを決定した場合は、日常生活用具給付決定通知書（別記様式第3号）及び日常生活用具給付券（別記様式第4号。以下「給付券」という。）を、給付しないことを決定した場合は、却下決定通知書（別記様式第5号）を、それぞれ申請者に交付するものとする。

（用具の給付）

第7条 市長は、用具の給付を行う場合は、用具の製作又は販売を業とする者（以下「業者」という。）に委託して行うものとする。

2 市長は、業者の選定に当たっては、低廉な価格で良質かつ適切な用具が確保できるよう経営規模、地理的条件、アフターサービスの可能性等を十分勘案の上決定するものとする。

（費用の負担及び支払い）

第8条 用具の給付を受ける給付対象者の扶養義務者（以下「給付決定者」という。）

は、給付対象者が用具の給付を受けたときは、扶養義務者の収入の状況に応じて用具の給付に要する費用の全部又は一部を負担するものとする。

2 前項の規定により給付決定者が負担する額（以下「負担額」という。）は、別表2に掲げる額とし、給付対象者が複数の用具の給付を受けている場合においても、同額とする。ただし、給付を受ける日常生活用具の価格が別表1に掲げる基準額を超えるときは、給付決定者は別表2に定める額に用具の価格と基準額との差額を加えた額を負担額とする。

3 給付決定者は、用具を納付する業者に給付券を提出し、負担額を支払うものとする。

4 市長は、用具を納付した業者からの請求により、給付に必要な用具の購入に要した額から前項の規定により給付決定者が直接業者に支払った額を減じた額を支払うものとする。

5 前項の規定による費用の請求は、給付券を添付して行うものとする。

(用具の管理)

第9条 用具の給付を受けた給付対象者及び給付決定者は、用具を給付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならないものとする。

2 前項の規定に違反した場合は、市長は、当該給付に要した費用の全部又は一部を返還させることがあるものとする。

(給付台帳の整備)

第10条 市長は、用具の給付の状況を明確にするため「日常生活用具／給付台帳」(別記様式第6号)を整備するものとする。

(委任)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則 (平成29年告示第29号)

この告示は、公布の日から施行する。

別表1(第3条、第8条関係)

種目	対象者	性能等	基準額(円)
便器	常時介助を要する者	小児慢性特定疾病児童等が容易に使用し得るもの。(手すりを付けることができる。)	便器のみ 4,810 手すり付き 5,400
特殊マット	寝たきりの状態にある者	褥瘡の防止又は失禁等による汚染又は損耗を防止できる機能を有するもの。	21,170
特殊便器	上肢機能に障害のある者	足踏みペダルにて温水温風を出し得るもの。ただし、取替えに当たり住宅改修を伴うものを除く。	163,300
特殊寝台	寝たきりの状態にある者	腕、脚等の訓練のできる器具を付帯し、原則として使用者の頭部及び脚部の傾斜角度を個別に調整できる機能を有するもの。	166,320
歩行支援用具	下肢が不自由な者	おおむね次のような性能を有する手すり、スロープ、歩行器等であること。 ア 小児慢性特定疾病児童等の身体機能の状態を十分踏まえたものであって、必要な強度と安定性を有するもの。 イ 転倒予防、立ち上がり動作の補助、移乗動作の補助、段差解消等の用具となるもの。	64,800
入浴補助用具	入浴に介助を要する者	入浴時の移動、座位の保持、浴槽への入水等を補助でき、小児慢性特定疾病児童等又は介助者が容易に使用し得るもの。	97,200
特殊尿器	自力で排尿できない者	尿が自動的に吸引されるもので小児慢性特定疾病児童等又は介助者が容易に使用し得るもの。	72,360
体位変換器	寝たきりの状態にある者	介助者が小児慢性特定疾病児童等の体位を変換させるのに容易に使用し得るもの。	16,200
車いす	下肢が不自由な者	小児慢性特定疾病児童等の身体機能を十分踏まえたものであって、必要な強度と安定性を有するもの。	76,030
頭部保護帽	発作等により頻繁に転倒する者	転倒の衝撃から頭部を保護できるもの。	13,130
電気式たん吸引器	呼吸器機能に障害のある者	小児慢性特定疾病児童等又は介助者が容易に使用し得るもの。	60,910
クールベスト	体温調整が著しく難しい者	疾病の症状に合わせて体温調節のできるもの。	21,600

紫外線カットクリーム	紫外線に対する防御機能が著しく欠けて、がんや神経障害を起こすことがある者	紫外線をカットできるもの。	40,820
ネブライザー(吸入器)	呼吸器機能に障害のある者	小児慢性特定疾病児童等又は介助者が容易に使用し得るもの。	38,880
パルスオキシメーター	人工呼吸器の装着が必要な者	呼吸状態を継続的にモニタリングすることが可能な機能を有し、小児慢性特定疾病児童等又は介助者が容易に使用し得るもの。	170,100
ストーマ装具(蓄便袋)	人工肛門を造設した者	小児慢性特定疾病児童等又は介助者が容易に使用し得るもの。	111,460
ストーマ装具(蓄尿袋)	人工膀胱を造設した者	小児慢性特定疾病児童等又は介助者が容易に使用し得るもの。	146,450
人工鼻	人工呼吸器の装着又は気管切開が必要な者	小児慢性特定疾病児童等又は介助者が容易に使用し得るもの。	126,360

別表 2 (第 8 条関係)

負担基準額表

階層区分	世帯の階層 (細) 区分		負担基準月額	加算基準月額	
A階層	生活保護法による被保護世帯 (単給世帯を含む。) 及び支援給付を受給する世帯		円 0	円 0	
B階層	A階層を除き当該年度分の市町村民税非課税世帯		1,100	110	
C階層	A階層及びD階層を除き当該年度分の市町村民税の課税世帯であって、その市町村民税の額の区分が次の区分に該当する世帯	均等割の額のみ (所得割の額のない世帯)	C1 階層	2,250	230
		所得割の額のある世帯	C2 階層	2,900	290
D階層	A階層及びB階層を除き前年分の所得税課税世帯であって、その所得税の額の区分が次の区分に該当する世帯	所得税の年額 2,400 円以下	D1 階層	3,450	350
		2,401～ 4,800 円	D2 階層	3,800	380
		4,801～ 8,400 円	D3 階層	4,250	430
		8,401～ 12,000 円	D4 階層	4,700	470
		12,001～ 16,200 円	D5 階層	5,500	550
		16,201～ 21,000 円	D6 階層	6,250	630
		21,001～ 46,200 円	D7 階層	8,100	810
		46,201～ 60,000 円	D8 階層	9,350	940
		60,001～ 78,000 円	D9 階層	11,550	1,160
		78,001～ 100,500 円	D10 階層	13,750	1,380
		100,501～ 190,000 円	D11 階層	17,850	1,790
		190,001～ 299,500 円	D12 階層	22,000	2,200
		299,501～ 831,900 円	D13 階層	26,150	2,620
		831,901～ 1,467,000 円	D14 階層	40,350	4,040
		1,467,001～ 1,632,000 円	D15 階層	42,500	4,250
		1,632,001～ 2,302,900 円	D16 階層	51,450	5,150
2,302,901～ 3,117,000 円	D17 階層	61,250	6,130		
3,117,001～ 4,173,000 円	D18 階層	71,900	7,190		

		4,173,001 円以上	D19 階層	全額	左の負担基準月額の10% ただし、その額が8,560 円に満たない場合は8,560 円
--	--	---------------	--------	----	--

備考

1 負担基準月額の決定の特例

ア A階層以外の各層に属する世帯から2人以上の児童が、同時に負担基準額表の適用を受ける場合は、その月の負担基準月額の最も多額な児童以外の児童については、同表に定める加算基準月額によりそれぞれ算定するものとする。

イ 10円未満の端数が生じた場合は、切り捨てるものとする。

ウ 給付対象者に扶養義務者がいないときの負担基準月額は0円とする。ただし、給付対象者に所得税又は市町村民税が課されている場合は、給付対象者につき、扶養義務者に準じて負担額を決定するものとする。

2 世帯階層区分の認定

(1) 認定の原則

世帯の階層区分の認定は、給付対象者に係る全ての扶養義務者について、その所得税額等により行うものである。

(2) 認定の基礎となる用語の定義

認定の基礎となる「所得税額等」とは、所得税法（昭和40年法律第33号）、租税特別措置法（昭和32年法律第26号）、災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律（昭和22年法律第175号）の規定及び平成23年7月15日雇児発0715第1号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知「控除廃止の影響を受ける費用徴収制度等（厚生労働省雇用均等・児童家庭局所管の制度に限る。）に係る取扱いについて」によって計算された所得税の額（ただし、所得税額を計算する場合には、所得税法第78条第1項（同条第2項第1号、第2号（地方税法（昭和25年法律第226号）第314条の7第1項第2号に規定する寄付金に限る。）、第3号（地方税法第314条の7第1項第2号に規定する寄付金に限る。）に規定する寄付金に限る。）第92条第1項、第95条第1項、第2項及び第3項、租税特別措置法第41条第1項、第2項、第6項及び第24項、第41条の2、第41条の3の2第1項、第2項、第5項及び第6項、第41条の19の2第1項、第41条の19の3第1項及び第3項、第41条の19の4第1項及び第3項、租税特別措置法の一部を改正する法律（平成10年法律第23号）附則第12条、所得税法等の一部を改正する法律（平成25年法律第5号）附則第59条第1項及び第60条第1項、所得税法等の一部を改正する法律（平成28年法律第15号）附則第76条第1項、第77条第1項及び第2項、第80条、第81条及び第82条第1項の規定は適用しない。）、地方税法により賦課される市町村民税（ただし、所得割を計算する場合には、地方税法第314条の7、第314条の8、同法附則第5条第3項、第5条の4第6項及び第5条の4の2第6項の規定は適用しない。）、生活保護法による被保護世帯（単給世帯を含む。）及び支援給付を受給する世帯をいう。この場合において、生活保護法による被保護世帯については生活保護法による保護を受けている事実、支援給付を受給する世帯については支援給付を受けている事実、所得税については前年分の所得税の課税の有無及びその額、市町村民税については、当該年度の市町村民税の課税又は免除（地方税法第323条による免除。以下同じ。）の有無をもって認定の基準とする。ただし、前年分の所得税又は当該年度の市町村民税の課税関係

が判明しない場合の取扱いについては、これが判明するまでの期間は、前々年分の所得税又は前年度の市町村民税によることとする。

(3) 負担基準額表の適用時期

毎年度の別表の適用時期は、毎年7月1日を起点として取り扱うものとする。

3 負担基準月額欄に「全額」とあるのは、当該給付対象者の措置に要した費用について、給付決定者が負担する額は、費用総額を超えないものであること。

4 負担基準額の特例

災害等により、前年度と当該年度との所得に著しい変動があった場合には、その状況等を勘案して実情に即した弾力性のある取扱いをして差し支えないものとする。

5 その他

平成25年度の生活保護基準の見直しによる影響を受けないよう、「児童福祉法による保育所運営費国庫負担金について」（昭和51年4月16日厚生省発児第59号の2厚生事務次官通知）第4保育所徴収金（保育料）基準額表備考3（3）に準じて、B階層の対象世帯のうち、特に困窮していると市長が認めた世帯についても、A階層と同様の取扱いとする。

日常生活用具給付申請書

年 月 日

登別市長 様

申請者
住所
氏名 (印)
(給付対象者との続柄)

次により日常生活用具の給付を申請します。

対象者	氏名		男・女	生年月日	年 月 日生 (歳)	
	住所					
	疾病名					
世帯の状況	氏名	対象者との続柄	生年月日	職業	備考 (対象者に対する介護の状況等)	
給付を希望する理由						
現在の住まいの状況	住宅	1 自宅 2 貸家 (貸主の諾否)	浴槽	1 和式 2 洋式 3 なし	便器	1 和式 2 洋式 3 携帯用
現在の介護状況	入浴	1 他人の介助を必要 2 清拭のみ 3 入浴、清拭ともしていない 4 自分でできる	排便	1 他人の介助を必要 2 便器 (携帯用) 使用 3 自分でできる	移動	1 車いす使用 2 他人の介助を必要 (一部、全部) 3 自分でできる
給付を受けたい用具の名称				希望する型式、規模等		
給付上特に希望する事項						
備考						

(注) この申請書には、対象者の扶養義務者の前年分所得税又は当該年度分市町村税の課税額を証明する書類（生活保護を受けている人及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付を受けている人の場合は、その旨についての福祉事務所長の証明書）を添付すること。

別記様式第2号（第5条関係）

調 査 書（日常生活用具給付事業）

①申請書受理番号 及び年月日		番号 年 月 日		②申請者 氏 名		③対象者 との続柄		
④ 対 象 者	氏 名		男・女		生年月日		年 月 日生（ 歳）	
	住 所							
	疾 病 名							
⑤ 世 帯 員 の 状 況	氏 名	年 齢	対象者 との 続 柄	課 税 状 況			備 考	
				当該年度分市町村民税		前年度 所得税		
				均等割	所得割			
⑥世帯区分		1 被保護世帯又は市町村民税非課税世帯 2 市町村民税均等割世帯 3 市町村民税所得割課税世帯 4 所得税課税世帯						
⑦住まいの状況		1 自宅 2 借家（貸主の諾否）						
⑧給付後の生活状況		日常生活動作の状況 （入浴・排便・移動等について該当する状況に○） 1 自力でできるようになる 2 一部介助できるようになる 3 給付しても変わらない （一部介助・全介助） 4 その他（ ）			その他の状況 1 在宅生活が可能になる 2 その他 （ ）			
⑨給付の必要の有無		1 有 2 無	⑩給付する （しない） 理由					
⑪給付する 用具名 （含む型式 規模等）		⑫予定 価格		円	⑬扶養義 務者が 負担す べき額	円	⑭公費負 担予定 額	円
⑮その他特記事項								
年 月 日		調査員 職 名			氏 名			(印)

（番号）

日常生活用具給付決定通知書

年 月 日

（申請者） 様

登別市長

（印）

先に申請のありました日常生活用具の給付につきましては、次のとおり決定したので通知します。

給付番号		給付決定 年 月 日		年 月 日
対象者氏名		疾 病 名		
給付する用具 名（含む型式 規模等）		納入業者名		
		納入業者の 住 所		
価 格	円	扶養義務 者が負担 すべき額	円	公 費 負担額 円
注意事項	<p>1 用具は、対象者の扶養義務者がその能力に応じて、費用の一部を直接業者に支払うことを条件に給付されるものでありますから、支払うこととされた額については、必ず用具を受け取る前に支払って下さい。</p> <p>2 給付された用具を、その目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け又は担保に供したりすることはかたく禁じられています。</p> <p>3 2に違反した場合には、費用の全部又は一部を返還してもらうことがあります。</p>			

（教示）

この処分に不服がある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、登別市長に対して審査請求をすることができます。

また、この処分については、上記の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、登別市を被告として（訴訟においては登別市を代表する者は登別市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する判決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に提起することができます。

ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する判決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する判決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

日常生活用具給付券							
①給付番号			②給付券 発行年月日	年 月 日			
③対象者氏名			④生年月日	年 月 日生 (歳)			
⑤居住地							
⑥保護者氏名				⑦対象者との続柄			
⑧給付する 用具名（型 式規模等）		⑨価格	円	⑩扶養義 務者が負 担すべき 額	円	⑪公費 負担額	円
⑫納入業者				⑬納入業 者の住所			
⑭この券の 有効期限	受給者が業者に 提示する期限	年 月 日		業者の公費払 い請求期限	年 月 日		
上記のとおり決定する。 年 月 日 登別市長 (印)							
⑮業者 の納付 した日	年 月 日		⑯扶養義務 者より受領 した額	円	⑰受領業 者名及び 年月日	年 月 日 (印)	
⑱用具受領 保護者名	(印)			⑲検収者	職名 氏名 (印)		
⑳その他 特記事項							

(注) ①から⑭まで及び⑲は登別市、⑮から⑰までは納付した業者、⑱は保護者が記入すること。

（番号）

却 下 決 定 通 知 書

年 月 日

（申請者） 様

登別市長 (印)

年 月 日に申請がありました日常生活用具の給付につきましては、
審査の結果却下することに決定しましたので、御承知下さい。

（理 由）

（教示）

この処分不服がある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、登別市長に対して審査請求をすることができます。

また、この処分については、上記の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、登別市を被告として（訴訟においては登別市を代表する者は登別市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に提起することができます。

ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

